

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 事業者

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 法人名   | 医療法人 誠和会      |
| (2) 法人所在地 | 岡山県倉敷市中島831番地 |
| (3) 電話番号  | 086-465-0011  |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 小出 尚志     |

## 2. 事業所の概要

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 事業所の種類      | 指定居宅介護支援事業所  |
| (2) 事業の目的       | 介護保険法の理念に基づきご利用者様がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供します。  |
| (3) 事業所の名称      | せいわ介護サービスセンター<br>平成11年10月1日指定  |
| (4) 介護保険事業所番号   | 3370200184   |
| (5) 事業所の所在地     | 岡山県倉敷市中島770-1番地  |
| (6) 電話番号        | 086-466-6355   |
| (7) 事業所長（管理者）氏名 | 内田 由美  |
| (8) 当センターの運営方針  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ご利用者様が要介護状態においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮しておこないます。</li><li>・ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境に応じて、ご利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとします。</li><li>・ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ち、ご利用者様に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないように公正、中立に行うものとします。</li></ul> |
| (9) 開設年月        | 平成11年10月1日   |

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 倉敷市（真備・船穂を含む）（児島地区管内を除く）、早島町             |
| (2) 営業日及び営業時間  | 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分<br>土曜日 8時30分～12時30分 |
| (3) 休業日        | 日曜日、祝祭日、8月14・15日、12月30日12時30分～1月3日       |

#### 4. 職員体制

従業者の職種	員数	区分				備考
		常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	
管理者	1		1			兼務：主任介護支援専門員が兼務
介護支援専門員			1			兼務：管理者と兼務
事務員	1					

#### 5. 職員の勤務体制・連絡体制

	勤務体制
介護支援専門員	月曜日～金曜日：8時30分～17時30分
	土曜日：8時30分～12時30分
連絡体制	必要に応じて、電話等により24時間対応可能

#### 6. 当センターが提供するサービスと利用料金

当センターでは、居宅介護支援として次のサービスを提供します。当センターが提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者様の利用料負担はありません。

##### (1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

##### ① 居宅サービス計画の作成

ご利用者様のご家庭を訪問して、ご利用者様の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」といいます。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、居宅サービス計画を作成します。

(居宅サービス計画の作成の流れ)

1. 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
2. 居宅サービス計画の作成開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者様及びそのご家族様等に対して提供して、ご利用者様にサービスの選択をもとめます。
3. 介護支援専門員はご利用者様及びそのご家族様の置かれた状況等を考慮して、ご利用者様に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービス等を提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
4. 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案を盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご利用者様及びそのご家族様等に対して説明し、ご利用者様の同意を得た上で決定するものとします。

(利用するアセスメント方式)

利用するアセスメント方式は、全社協在宅版ケアプラン方式です。

## ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者様及びそのご家族様等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者様の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ③居宅サービス計画の変更

ご利用者様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者様双方の話し合いにより、居宅サービス計画を変更します。

## ④介護保険施設への紹介

ご利用者様が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者様が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介のその他の便宜の提供を行います。

## ○介護サービスのご利用にあたっての留意事項

- ・在宅生活を支援する観点から、介護保険法に基づき、ご利用者様が利用されている医療機関との連携をさせて頂きますので、ご利用者様が入院をされる場合、担当している事業所名・事業所の連絡先・担当者名を入院先の医療機関へお伝えください。
- ・ご利用される居宅サービス利用事業所については、ご利用される方の選択・意思に基づき契約を行うものであるため、複数の事業所の紹介を求める事が可能であり、ご利用者様のケアプランに位置づけた理由を求める事も可能です。
- ・公正中立性の確保を図る観点から、前6ヵ月間に作成した居宅サービス計画書における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスが位置付けられた利用割合、同一事業所によって提供されたものが占める割合について説明を行います。(別紙)

## <サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者様の自己負担はありません。但し、ご利用者様の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記別記のサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

(1) サービス利用料金(／月) 別記1 参照

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当センターのサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費を下記の通りいただきます。

自動車を使用した場合

通常の事業実施地域外から

5km未満	150円	5km以上10km未満	200円
10km以上15km未満	250円	15km以上	300円

公共交通機関を利用した場合 実費(通常の事業実施地域外の部分のみ)

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替

#### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者様に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### ②ご利用者様からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

## 8. 秘密保持・個人情報の利用

(1) 当センター、介護支援専門員及び当センターの使用する者は、居宅介護支援サービス提出する上で知り得たご利用者様及びそのご家族様に関する秘密を、ご利用者様及びそのご家族様などの生命・財産などに危険がある場合などの正当な理由がある場合を除き第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 当センターはご利用者様及びそのご家族様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様及びそのご家族様の個人情報を用いません。

(3) ご利用者様及びそのご家族様が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合等は、ご利用者様及びそのご家族様の同意を得て主治の医師等の意見を求め、その医師等に対してケアプランの交付を行います。

(4) 当センターは、訪問介護事業者から伝達された、ご利用者様の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した状態等について、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

## 9. 実習生の受け入れについて

当事業所は介護支援専門員実務研修カリキュラムに基づいて実施される介護支援専門員見学実習の実習生受け入れ先事業所となっております。当該研修が開催される期間利用者様への訪問等の際、実習生を伴わせて頂く場合があります。実習生には介護支援専門員同様守秘義務が課せられております。秘密保持と個人情報の取り扱いについては細心の注意を払い対応させていただきます。

## 10. 虐待の防止のための措置に関する事項

1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。

(4) 前(3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) 虐待防止に関する責任者、窓口

管理者 内田 由美

2. 事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 1 1. 権利擁護に関する措置

必要時には成年後見制度の活用を支援し、従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

#### 1 2. 衛生

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組むものとしします。

#### 1 3. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとしします。

#### 1 4. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組むものとしします。

#### 1 5. 介護支援専門員の資質向上の為の研修

居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備します。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関が実施する研修を受講した場合は、復命を行うこととしします。

#### 1 6. 事故発生時の対応

ご利用者様と当センターとの間に事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご利用者様のご家族様等に連絡を行い、管理者に報告の後、迅速且つ適切に対処します。

前項の事故の状況及び事故に際してとった処理について記録します。

## 17. 苦情の対応について

### (1) 苦情の対応

当センターはご利用者様及びそのご家族様からの苦情に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関するご利用者様及びそのご家族様の苦情に対し、迅速且つ適切に対応します。

また、当該苦情の内容等を記録します。

### (2) 苦情の受付

当センターに対する苦情やご相談は以下の専用窓口でお受け付けします。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 内田 由美

事業者：せいわ介護サービスセンター 電話番号：086-466-6355

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

8：30～17：30 （但し、土曜日は12：30まで）

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

倉敷市役所 介護保険課	所在地 倉敷市西中新田640 電話番号 086-426-3343 受付時間：月曜日～金曜日8:30～17:15（土日・祝日・年末年始を除く）
早島町役場 健康福祉課	所在地 都窪郡早島町前潟360-1 電話番号 086-482-2483 受付時間：月曜日～金曜日8:30～17:15（土日・祝日・年末年始を除く）
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17-5 電話番号 086-223-8811 受付時間：月曜日～金曜日8:30～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者所在地 岡山県倉敷市中島 770-1  
事業者名 医療法人 誠和会 理事長 小出 尚志 印  
説明者職氏名 居宅介護支援事業所 せいわ介護サービスセンター  
氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者様 住 所  
氏 名 印  
ご家族様（代筆者） 住 所  
続柄（ ）  
氏 名 印  
代理人様 住 所  
ご関係（ ）  
氏 名 印

(別記1)

## サービス利用料金 (／月)

### (1) 居宅支援費 (I)

	取扱件数	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費 (i)	45件未満	10,860円	14,110円
居宅介護支援費 (ii)	45件以上60件未満	5,440円	7,040円
居宅介護支援費 (iii)	60件以上	3,260円	4,220円

### (2) 特定事業所加算

特定事業所加算II	4,210円
-----------	--------

### (3) ターミナルケアマネジメント加算

ターミナルケアマネジメント加算	4,000円
-----------------	--------

### (4) その他サービス利用料金

初回加算	3,000円
------	--------

		カンファレンス参加無し	カンファレンス参加有り
		連携1回	4,500円
退院・退所加算	連携2回	6,000円	7,500円
	連携3回		9,000円

入院時情報連携加算	I	2,500円
	II	2,000円

通院時情報連携加算 (／月)	500円
----------------	------

緊急時等居宅カンファレンス加算 (2回まで算定可)	2,000円
---------------------------	--------

※介護職員処遇改善加算として、基本報酬に2.1%上乗せした料金を算定させていただきます。